

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定する。

(別 紙)

令和7年2月12日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

刑法等の一部を改正する法律の施行により懲役刑及び禁錮刑が廃止され、新たに拘禁刑が創設されることに伴い、関係条例について所要の改正を行うため提案するものです。

葉山町条例第 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第1条 職員の分限に関する条例(昭和26年葉山町条例第125号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(葉山町土地埋立て等の規制に関する条例の一部改正)

第2条 葉山町土地埋立て等の規制に関する条例(平成10年葉山町条例第14号)の一部を次のように改正する。

第18条各号列記以外の部分中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(葉山町まちづくり条例の一部改正)

第3条 葉山町まちづくり条例(平成14年葉山町条例第17号)の一部を次のように改正する。

第47条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(葉山町消防団条例の一部改正)

第4条 葉山町消防団条例(昭和35年葉山町条例第261号)の一部を次のように改正する。

第4条の2第1号中「禁錮(こ)」を「拘禁刑」に改める。

(葉山町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第5条 葉山町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年葉山町条例第24号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))又は旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において

同じ。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

(人の資格に関する経過措置)

- 4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定めによることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

条例の概要

題名

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

1 趣旨

刑法等の一部を改正する法律の施行により、令和7年6月1日から懲役刑及び禁錮刑が廃止され、新たに拘禁刑が創設されることに伴い、関係条例について所要の改正を行うこととした。

2 内容

次の条例中の「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改めることとした。

- (1) 職員の分限に関する条例
- (2) 葉山町土地埋立て等の規制に関する条例
- (3) 葉山町まちづくり条例
- (4) 葉山町消防団条例
- (5) 葉山町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例

3 施行期日等

- (1) この条例は、令和7年6月1日から施行することとした。
- (2) この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例によることとした。
- (3) この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に旧刑法第12条に規定する懲役又は旧刑法第13条に規定する禁錮が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とすることとした。
- (4) 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定めによることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなすこととした。

【第1条】職員の分限に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○職員の分限に関する条例 昭和26年9月29日条例第125号 (失職の例外)</p> <p>第8条 任命権者は、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員のうち、その刑に係る罪を過失により犯した者については、情状を考慮して特に必要と認めるときは、その職を失わないものとするができる。</p> <p>2 前項の規定により、その職を失わなかった職員が、その刑の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、その職を失う。</p>	<p>○職員の分限に関する条例 昭和26年9月29日条例第125号 (失職の例外)</p> <p>第8条 任命権者は、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員のうち、その刑に係る罪を過失により犯した者については、情状を考慮して特に必要と認めるときは、その職を失わないものとするができる。</p> <p>2 前項の規定により、その職を失わなかった職員が、その刑の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、その職を失う。</p>

【第2条】葉山町土地埋立て等の規制に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○葉山町土地埋立て等の規制に関する条例 平成10年3月30日条例第14号 (罰則)</p> <p>第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第5条第1項又は第10条第1項の規定による許可を受けないで埋立て等に係る工事を施工した事業主</p> <p>(2) 第13条第2項の規定による命令に違反した者</p>	<p>○葉山町土地埋立て等の規制に関する条例 平成10年3月30日条例第14号 (罰則)</p> <p>第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第5条第1項又は第10条第1項の規定による許可を受けないで埋立て等に係る工事を施工した事業主</p> <p>(2) 第13条第2項の規定による命令に違反した者</p>

【第3条】葉山町まちづくり条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○葉山町まちづくり条例 平成14年7月12日条例第17号 (罰則) 第47条 第42条第1号又は第2号の規定による町長の命令に違反した者については、6箇月以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>○葉山町まちづくり条例 平成14年7月12日条例第17号 (罰則) 第47条 第42条第1号又は第2号の規定による町長の命令に違反した者については、6箇月以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>

【第4条】葉山町消防団条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○葉山町消防団条例 昭和35年1月11日条例第261号</p> <p>(欠格条項)</p> <p>第4条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	<p>○葉山町消防団条例 昭和35年1月11日条例第261号</p> <p>(欠格条項)</p> <p>第4条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。</p> <p>(1) <u>禁錮(こ)</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2)～(3) (略)</p>

【第5条】 葉山町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○葉山町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例 昭和39年5月28日条例第24号 (退職報償金支給の制限)</p> <p>第6条 退職報償金は、次の各号の一に該当する者に対しては支給しない。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者。ただし、2年を経過したものはこの限りにあらず。</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>○葉山町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例 昭和39年5月28日条例第24号 (退職報償金支給の制限)</p> <p>第6条 退職報償金は、次の各号の一に該当する者に対しては支給しない。</p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者。ただし、2年を経過したものはこの限りにあらず。</p> <p>(2)～(5) (略)</p>